民法改正･･･そんなに急いでどこへ行く！？

成年年齢が２０歳から１８歳に？
･･･どうして！？どうなる！？

５つの疑問

JFBA 日本弁護士連合会

疑問１ ■そもそも･･･民法の成年年齢って何？

□**「未成年者取消権」が使える年齢**

成年年齢が引き下げられると、18歳、19歳の若者は、親の同意がなくても一人で高額の商品を購入することができることになる反面、未成年者であることを理由に契約の取消ができなくなります。

□**「親権」の対象となる年齢**

成年年齢が引き下げられると、18歳、19歳の若者は、親から居所を指定されたり、懲戒されたり、仕事をするために許可をもらったり、財産を管理されたりすることがなくなります。

⇔**【民法以外の法律が定めているもの】･･･民法の成年年齢引下げとは直接関係ない！**
（例）競馬、競輪、競艇、オートレース、飲酒、喫煙、成人式

疑問２ ■どうして？･･･民法の成年年齢を引き下げる必要はあるの？

□**少子高齢化が急速に進む中、若者の「大人」としての自覚を高めることにつながる？**

⇔若者の自立の遅れという近年の傾向に鑑みれば、まず若年者の自立を支えていく仕組み作りを先行させることが必須では？

□**諸外国の多くでは18歳成年制だから日本も？**

⇔①諸外国の多くでは、成年年齢引下げとともに若者の自立を援助するような施策を導入している。②1970年代に欧米諸国において成年年齢が引き下げられた背景にはベトナム戦争などを契機に若者が引下げを求めたという事情がある。

□**選挙年齢も18歳になったから民法の成年年齢も18歳に揃える？**

⇔選挙年齢（選挙権を行使できる）と成年年齢（一人で買い物ができる＆親権の対象から外れる）は全く別の制度なので、ふさわしい年齢については個別に考えるべき。

□**就職やアルバイトで得た金銭を、自らの判断で費消することができるようになる？**

⇔①高校卒業者の就職率は２割以下。②若者が自ら働いて得た金銭を自らの意思で費消できないことのデメリットがあるという意見は多くない。

□**国民は成年年齢の引き下げを望んでいるの？**

⇔内閣府の「成年年齢に関する世論調査」（2013年10月）によれば、「18歳、19歳の者が、親などの同意がなくてもひとりで高額な商品を購入するなどの契約をできるようにすること」の賛否を問うたところ、「反対」と「どちらかといえば反対」の合計が**79.4%**！

疑問３ ■どうなる？･･･成年年齢を引き下げたときの問題点は？

□**若者の消費者被害が増える（高校３年生もターゲットに）！？**

・未成年者取消権があるから悪質業者は未成年者に寄ってこない→未成年者取消権は消費者被害防止の最大の「**防波堤**」！18歳、19歳の若者が「防波堤」の外に出てしまう！

・消費者相談の件数を20歳の前後で比較すると、「マルチ取引」の相談は**約12.3倍**、「ローン・サラ金」の相談は**約11.3倍**と急増！

□**その他の問題点**

・自立に困難を抱える若者の困窮の増大

・高校教育における生徒指導を困難化する（**高校３年生**のクラスに成年と未成年が混在）

・**養育費**の支払終期の繰上げのおそれ

・労働契約の解除権の喪失

・**少年法**をはじめとした他法への影響

疑問４ ■大丈夫？・・・消費者被害拡大を防ぐ施策

□**消費者契約法の改正**

・判断力、知識、経験等の不足につけ込んで消費者契約を締結させる「**つけ込み型**」不当勧誘について、消費者が契約を取り消す規定を設けるべき。

⇔消費者契約改正法案では不十分（不安を煽る就活セミナー商法やデート商法などは取消権の対象となるが、投資用教材やスカウト商法の多くは対象とならない。）。

□**特定商取引法の改正**

・事業者には消費者の知識、経験、財産状況の確認義務

・18歳、19歳の若者に対する連鎖販売取引の勧誘の禁止

□**割賦販売法の改正（クレジット）**

・資力審査の厳格化

□**貸金業法の改正（キャッシング）**

・資力審査の厳格化

・貸金業法の適用を受けない銀行系の消費者ローンにも「総量規制」を導入

□**消費者教育の充実**

⇔消費者教育の充実を内容とする**学習指導要領**の全面実施は、平成32年度（小学校）、平成33年度（中学校）、平成34年度（高校）とされている。

疑問５ ■実は･･･法制審議会「民法の成年年齢の引下げについての意見」は？

□**法制審議会の意見（2009年）**は、成年年齢の引下げのためには･･･

①若年者の自立を促すような施策・消費者被害の拡大のおそれを解決する施策が**実現**されること

②上記のような施策の**効果**が十分に**発揮**されること

③上記のような施策の効果が**国民の意識**として現れること

→①②③の３つのハードルを条件としている！　それなのに実際は…！？